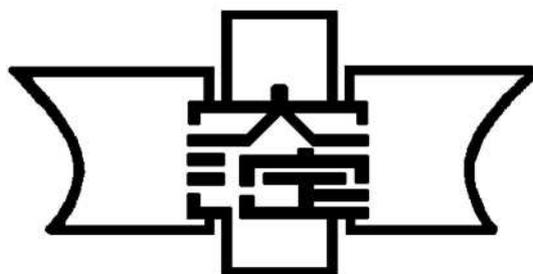


令和5年度
生徒手帳



京都市立大淀中学校

〒613-0905

京都市伏見区淀下津町257の7

TEL 631-7211

○万一、生徒証明書を紛失、または著しく破損した場合は、担任の先生に届け出ること。

学校教育目標

「自主・自律の態度と共生の心を育成する」

育みたい資質・能力

「自律、そして自尊感情と他者理解」

目指す生徒の姿

- 1 笑顔の輝く生徒
- 2 自らの進路展望を持つ生徒
- 3 意欲的に学び、授業や家庭学習を大切にする自学自習の身についてた生徒
- 4 「ありがとう」「すみません」が自然に出る生徒・挨拶が交わせる生徒
- 5 美しいものを素直に美しいと感じる生徒

目 次

学校教育目標	1
校 歌	2
生徒会スローガン	3
生徒会会則	6
生徒会組織表	7
選 挙 規 約	8
生 徒 心 得	11
部活動規定	14
図書館利用の仕方	15
保健室の利用について	15
日本スポーツ振興センター	15
感染症での出席停止について	15
台風に対する非常措置について	17
特別警報に対する非常措置について	17
地震に対する非常措置について	17
こどものための電話相談窓口	18
交通安全について	20

校 歌

1	<small>くれない そ</small> 紅に染みて	<small>あき ひのぼ</small> 朝の陽上り	2	<small>みどり は</small> さ緑に映えて	<small>ふるさとさか</small> 古里栄え
	<small>しらつゆあら</small> 白露洗ひ	<small>の はなにほ</small> 野の花匂ふ		<small>ゆうぎりなが</small> 夕露流れ	<small>こじょう</small> 古城たたずむ
	<small>とうとう おおよど</small> 滔々の大淀	<small>ちから いずみ なが</small> 力の泉と流れ		<small>ゆうゆう おおよど</small> 悠々の大淀	<small>れきし いぶき つた</small> 歴史の息吹を伝へ
	<small>みずき まなびや</small> 水城の学舎	<small>のぞみあふ</small> 希望溢るる		<small>くおん まなびや</small> 久遠の学舎	<small>いのち み</small> 生命満ちみつ
	<small>とも いざ</small> 友よ いざ	<small>て とり あ</small> 手を取り合ひて		<small>とも いざ</small> 友よ いざ	<small>かたく あ</small> 肩組み合ひて
	<small>まこと たびじ</small> 真理への旅路	<small>ひたすらにあゆ</small> ひたすらに歩み		<small>じりつ はなぞの</small> 自律の花園	<small>たゆみなくひら</small> たゆみなく拓き
	<small>ぶんか みあらか</small> 文化の殿堂	<small>きず</small> 築かむとすなり		<small>へいわ ひと よ</small> 平和の人の世	<small>つく</small> 創らむとすなり

令和5年度 生徒会スローガン

「全員が友達」

- 1 自分の意思を持てる人
- 2 すべてを認められる人
- 3 みんなから愛される人
- 4 みんなや自分を想える人

生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は大淀中学校生徒会と称する。

第2条 本会は大淀中学校生徒全員をもって組織する

第3条 本会は顧問の先生の指導と助言のもとに自主的に運営し、学校生活の向上発展とうるわしい校風の樹立に努めると共に、よりよき社会人となるための教養を得ることを目的とする。

第2章 役 員

第4条 本部役員の定員と任務は次のとおりである。

1 会 長 1名

本会の代表者で会務を統括し執行する。

2 副会長 2名

1年生、2年生より各1名ずつ選出。2年生副会長は、会長を助け会長に事故がある場合は代行する。1年副会長は、各役員の補佐役として本部会の活動全般にかかわる。

3 庶 務 2名

1年生、2年生より各1名ずつ選出し、共に生徒会全般の記録を作り、資料の整理、保管、議決事項の発表を、生徒会新聞、本会の会計事務および会計報告を行う。

4 専門委員会長 5名

各専門委員会をまとめ生徒会本部として任務を果たす。

第5条 本部役員の任務は1年とする。ただし、再任は差し支えない。

第6条 特に定められた場合を除いては、本部役員および選挙管理委員が他の役員を兼任することはできない。

第7条 役員は会員の中から選出する。

第3章 委 員

第8条 本会は次の委員を学級から選出し、委員の任期は半年ごととし、4月、10月に改選を行う。定員と任務は次のとおり。

1 評議委員 男女各1名

学級を代表し評議委員会に出席して本会運営上必要な事項を協議する。

2 専門委員 男女各1名

○生活委員 学校生活を快適にすごせるようにきまりなどのじゅん守とその検討の中心となる。

○美化委員 環境美化に関する活動、施設備品を大切に使う活動についての計画と実践の中心となる。

○体育委員 体育的行事の計画と実践の中心となり、学級ボールの貸出にともなう当番活動をする。

○保健安全委員 保健、衛生、校内の安全活動についての計画と実践の中心となる。

○文化図書委員 文化的行事の計画と実践の中心となり、また各学級の文化活動の援助と、図書室の開館にともなう当番活動をする。

3 部活動委員（部長）各部より1名選出する。

第9条 専門委員・部活動委員（部長）はそれぞれの委員会、部長会に出席し、議決事項の推進にあたる。

第4章 会 議

第10条 生徒総会は、最高議決機関で議長は評議委員会から、選出されたものがあたる。議決は成員の3分の2多数決による。

第11条 評議委員会は生徒会の分野内で生じる種々の問題提案に対して審議する機関である。当会議は総会に次ぐ議決機関である。議決は成員の4分の3多数決による。

第12条 専門委員会は、各専門部の活動調整のため随時行うことができる。

第13条 総会は定例総会と臨時総会があり臨時総会を開く場合は、評議委員会の議決により開会することができるが、緊急時は会長が臨時招集する権限をもつ。

第5章 会 計

第14条 本会の予算は生徒会本部で立案し、評議委員会で協議した後、生徒総会の承認を受け決定する。

第15条 本会の会計年度は学年の初めに始まり学年末の決算報告において終わる。

第6章 部 活 動

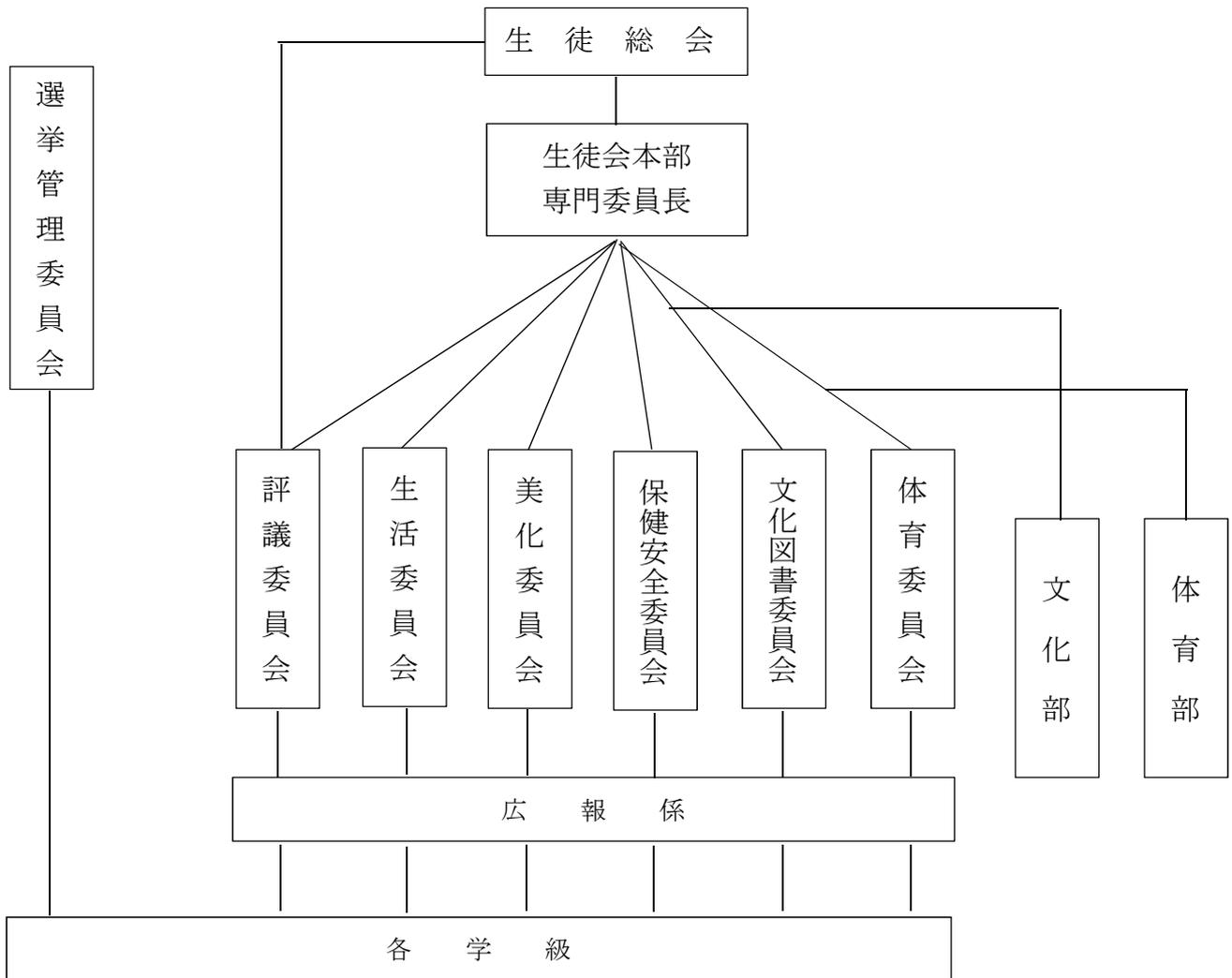
第 16 条（加入） 本会会員は、自分の趣味と能力に応じて、誰でも部に入部することができる。

第 17 条（規則） 部活動の規則は、別にこれを定める。

第 7 章 会則の改正

第 18 条 本会則は評議委員会において 3 分の 2 以上の賛成を得、更に総会の承認を得れば改正できる。

生徒会組織表



選 挙 規 約

第 1 章 選挙管理

第 1 条 学級ごとに選挙管理委員を 1 名選出し選挙管理委員会を構成する。

第 2 条 委員会は委員の中から委員を選出する。委員長は委員会を統括代表する。

第 3 条 委員会の任務は次のとおりとする。

1. 選挙の告示
2. 選挙運動の管理
3. 投票開票の管理
4. その他

第 4 条 選挙管理委員は候補者となることはできない。

第 2 章 選挙日程

第 5 条 生徒会役員および各種専門委員長の改選は後期の初めとする。

第 6 条 委員会は次の日程をきめ告知する。

1. 立候補受付開始日
2. 選挙運動期間
3. 立候補締切日
4. 立会演説日
5. 投票日
6. 開票日

第 3 章 候補者

第 7 条 被選挙権は 1・2 年の全会員にある。

第 8 条 候補者となるためには、学級の 80%以上の推せんを要する。又学級の 80%以上の推せんを受けたもので立候補の意思があるものについては推せん候補として認める。立候補者がいない場合は臨時評議委員会を開いて立候補者を推せんする。

第 4 章 投票・開票

第 9 条 全会員の無記名投票とする。

第 10 条 立候補者が定員数のときは信任投票を行う。(会員の 1/2 の信任を必要とする。)

第 11 条 投票は所定の場所で開催し管理委員の指図に従う。

第 12 条 開票は委員会管理のもとに投票当日に行う。

第 13 条 得票順に選定し同票の場合は決戦投票をする。

第 14 条 開票結果はただちに全会員に報告しなければならない。

生徒心得

登・下校

1. 登校時間は、8時25分からの朝学活に間に合うように登校すること。登校後、校外には出られない。
2. 下校は、掃除終了後、速やかに行うこと。部活動の場合は、別に定める。
3. 自転車通学はしないこと。
4. 登・下校は、通学路を通り交通道德を守り、寄り道や買い食いをしないこと。

服装

1. 学習の場であることを意識し、学習の専念にふさわしい服装でのぞむこと。
2. 端正清潔を旨として、本校生徒として自覚ある着こなしを心がける。
3. ポロシャツは左胸に学校名がはいたものを着用すること。
4. 靴は運動に適した靴とする。
(TPOについて)
 - ・TPOに応じた服装が求められる場合には、事前に知らせるので正装で参加すること。(熱中症対策)
 - ・6月～10月までは、体操服登校を認める。

禁止しているもの

1. 脱色、染色
2. ピアス、ネックレス、指輪などの装飾品
3. マニキュア、化粧など

「服装」「禁止しているもの」については、毎年、全校生徒の意見を生徒会本部が集約・議論し、教職員と共に「見直し」を行う。

学習態度

1. 始業の合図で授業を始められるように、学習の準備をすること。
2. 授業中は、よく聴き、よく読み、よく考えて学習に励むこと。
3. 学習用具を忘れないようにすること。
4. 学んだことを振り返る時間を大切にすること。

休憩時間

1. 休憩時は特に危険に注意し、次の授業の準備・特別教室への移動を行うこと。

2. 廊下は走らないこと。
3. 他教室・他校舎へは入らないこと。

食事

1. 昼食は、弁当を持参するか給食を申し込むことを原則とする。弁当を持参できない場合は、登校時まで購入してくること。
2. 昼食は原則自分の教室でとり、開始15分間は教室から出ないこと。
3. 飲み物は紙パック・ペットボトルの物を購入できる。ただし、ペットボトルの場合は、水・お茶・スポーツドリンクに限る。

所持品

1. 所持品には、すべて学年・組・氏名を記入しよう。
2. 学校生活に不必要な物品や、金銭を持参しないこと。
3. 金銭の貸借はしないこと。
4. 生徒証明書は常に携帯すること。

美化

1. 紙くず等を落とさないようにしよう。
2. 校舎に入る際はマットで靴の砂や泥を落としてから入ろう。
3. みんなで協力し合い、すすんで校舎内外の美化に努めよう。
4. 体育館等の決められた場所では上履きを使用すること。

学校生活

1. 外出する際は、服装に気をつけ、行き先・用件・同行者・帰宅時間をはっきり家の人に告げておこう。
2. 繁華街へは、必要な時以外は行かないようにしよう。
3. 生徒どうしで飲食店へ出入りしないようにしよう。
4. 夜間の外出はやめよう
5. 友人宅や、生徒どうしの外泊はやめよう。
6. 他校生とは、トラブルのないように気をつけよう。
7. 校外で事故にあった場合は、必ず学校に届けること。

届け出・その他

1. 欠席する時は、必ず事前に学校へ連絡すること。
2. 生徒会活動を欠席する時は、担任の先生に届けること。
3. 落とし物を拾った時、または物をなくした時は、ただちに担任まで届けること。
4. 住所が変更の場合は、担任に届け出ること。
5. 携帯電話は原則として持ってきてはいけない。やむを得ず持ってくる時は、届け出

を出し、登校時に職員室に預けること。

部 活 動 規 定

第1条（目的）部は同好者の集まりで、部員の相互の親睦を深め、自己の特性を伸ばし、豊かな人格を形成することに努め、活動を通して生徒会の目的達成を推進することを目的とする。

第2条（顧問）各部には、1名以上の教職員を顧問としておくこととする。

第3条（新設）新しい部は、次の条件をそろえた上で、評議会で認められたとき、同好会として発足する。また、活動実績が評議会で承認されれば、次年度より部として新設されることがある。

1. 10人以上の同好者がいること。
2. 顧問を引き受ける先生がいること。
3. 学校長より許可があること。

なお、評議会での議決の方法は、各学級の賛否それぞれの票数を持ち寄り、賛成数が過半数の時に認めることとする。

第4条（休部）次の条件の時は、部を休部とする。年度当初であれば、活動費の予算処置をしない。年度途中であれば、活動費の残額を本部会計に返納する。

1. 部員がいないとき。
2. 顧問の先生がおられないとき。
3. 活動に必要な設備が使用できない状態の時。

第5条（復部）休部中、活動条件がそろった場合は復部できる。なお、年度途中で復部したときは、本部費から活動費として若干の補助をする。

第6条（廃部）休部が1年を越えるときは、廃部する。

第7条（入部）入部は、本人の興味と能力に応じて、1人1部を原則として入部できる。入部申し込みは、学年始めに全校一斉に行う。ただし、保護者・担任・顧問の許可があれば、途中の入部を認めることができる。

第8条（退部）退部は、保護者・担任・顧問のすべての許可を必要とする。

第9条（部長）各部は、部長などの役員を、顧問の同意のもとに選出する。

第10条（部費）部費は、部内で話し合い、顧問が必要と認めたときは、保護者の承認を得て集めることができる。なお年度末には会計報告を管理職、部活動長に行う。

第11条（活動計画）部の活動、練習試合、公式戦、コンクールなどは、顧問の承認した計画に基づいてこれを行う。

第12条（活動場所）活動場所については、各部顧問の話し合いで決める。

第13条（平日の活動時間）

- ・平日の活動時間は16：45終了、17：00完全下校とする。
- ・平日の活動は2時間、休日の活動は3時間を原則とする。

第14条（休日の活動時間）

- ・休日は顧問の直接指導があるときのみ活動することができる。

(休日の活動時間)

登校時間	開始時間	活動終了時間	下校時間
8 : 4 5 以降	9 : 0 0	平日の終了時間に 準ずる	平日の下校時間に 準ずる

- ・生徒の登校は8 : 4 5、活動時間は9 : 0 0を原則とするが、公式戦（練習試合）等、特別の事情があるときは顧問の判断で、早めの登校が認められる。

第 15 条 各部は1週間に必ず平日に1日、休日に1日の休息日を設定する。

第 16 条（朝練習）朝練習は行わないこととする。

第 17 条（長期休業中の活動）春・夏・冬季の長期休業中の練習は、顧問の許可および指導を必要とする。活動時間は、休日の活動時間に準ずる。

第 18 条（活動時間の延長）延長時間は必ず顧問の直接指導のもと行うものとする。ただし、顧問は生徒の「安全な下校」に十分配慮して、保護者の了解を得た上で実施すること。

第 19 条（定期考査前）定期考査前の部活動は、定期考査1週間前から停止して勉学に励むことを原則とする。ただし、公式戦1週間前に限り顧問の直接指導のもと1時間程度の活動を認める。

[拡大解釈の補足]

定期考査の後などに公式戦が入っていて、定期考査前に部活動停止することが当該大会出場に支障をきたすと判断される場合は、上記部活動規定第 18 条を拡大解釈して顧問の直接指導のもと1時間程度の活動を認めるものとする。

ただし、顧問は生徒の学習時間の保障を十分考慮し、生徒・保護者の理解を得た上で実施しなければならない。

第 20 条（部活動停止の罰則）次のような場合については、生徒指導委員会が練習を停止させることがある。

- ・時間遵守をしない部。
- ・練習後のグラウンド整備や用具の後始末をしない部。
- ・顧問の指示に従わない部。
- ・活動中の態度が本校生徒としてふさわしくない部。
- ・その他、顧問が活動停止と認めた場合。

第 21 条（活動時の服装）活動時の服装は、学校で決められた服装、または各部で購入したもの、および顧問が認めたものを着用すること。校外でもこれに準ずる。

また、顧問の判断で部活動終了の下校時に活動時の服装の着用も認める。

第 22 条（ミーティング教室・更衣場所・昼食場所）

- ・各部には、ミーティングや集会の為の教室を割り当てる。
- ・顧問は担当する部の実態と学校の諸事情を考慮して、下記の項目について部員生徒に適切に指導する。

- ① 更衣場所と貴重品の管理
- ② 昼食場所とゴミの後始末

第 23 条（顧問の異動にともなう活動の継続）異動により顧問が不在になったときは、平日のみ教員同行のもと活動可能である。

図書館利用の仕方

開館

- ・原則として週3回、昼休みに開館する。
- ・開館日は、文化図書委員会より連絡する。

貸し出し

- ・1回につき、5冊まで借りられる。
- ・長期休業の前は、10冊まで借りられる。
- ・漫画や禁帯出の本は借りられない。

図書室内では

- ・静かにすること。(大声を出したり、暴れたりしない)
- ・本を大切にすること。(濡れた手や、汚れた手でさわらない。)
- ・机や椅子、棚を大切に扱うこと。
- ・文化図書委員、先生の指示に従うこと。

保健室の利用について

1. 保健室の利用は、なるべく休み時間にして下さい。
2. 保健室を利用する時は、担任・教科の先生等に連絡すること。
3. 入口で、何の用で来たかはっきり自分で言ってから入ります。
4. 飲み薬は渡せません。
5. ベッドの利用は1時間を限度とし、それ以上になるときは早退して家で休みます。
6. 学校でケガをした場合は、応急手当をしますが、その後の処置などは家でしてください。
7. 保健室内では、他の利用生徒のことを考え、大声を出したり騒いだりしないこと。
8. 必要に応じて気持ち良く保健室が利用できるように心がけること。
9. 保健室に先生がいない場合は、勝手に保健室に入りません。保健室が閉まっている時は、職員室に行って対応してもらいます。

日本スポーツ振興センターについて

学校の管理下（登下校中も含む）で災害が発生した場合に、災害共済給付を行うため、「日本スポーツ振興センター災害給付制度」に加入しています。学校の管理下において発生した災害に対する医療費等の給付はこの制度の範囲内で行われます。

1. 学校管理下でケガをして医療機関を受診した場合、そのケガをした時の指導担当の先生または学級担任まで知らせてください。
2. 「医療等の状況」の用紙を渡しますので、医療機関で記入してもらって学校に提出してください。
3. 給付対象は、完治までにかかった医療費総額が 5,000 円（窓口3割負担の場合は1,500円以上）の場合です。公費負担制度を使った場合、調整した額が給付されます。受診した場合は、必ず学校に連絡してください。
4. 用紙提出後、医療費が給付されるまで3～4ヶ月かかります。

感染症での出席停止について

1. 学校のような集団生活の場では感染症が流行する恐れがあるので、下記のような病気にかかった場合は出席停止になります。
2. 下記感染症であると医師の判断を受けた場合は、至急学校まで連絡してください。保護者記入の報告用紙を渡します。（医師の診断書は必要ありません）

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで

麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の膨張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん（3日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
喉頭結膜熱 （プール熱）	発熱、喉頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎、第3種感染症（流行性角結膜炎など）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第1種感染症	医師または保健所の診断において登校許可が出るまで

台風に対する非常措置について

1. 登校時に台風が接近し京都市に「暴風警報」が発令されるおそれのあるとき（テレビ・ラジオにおいては「京都南部」または「京都・亀岡」と報道される場合があります）は、報道に注意して下さい。
2. 「暴風警報」が解除されるまでは自宅待機して下さい。
 - ・午前7時までに解除・・・平常授業
 - ・午前9時までに解除・・・3校時から始業
 - ・午前11時までに解除・・・5校時から始業（給食は中止）
 - ・午前11時現在、警報発令中・・・臨時休業

特別警報に対する非常措置について

1. 「特別警報」が解除されるまでは自宅待機して下さい。
 - ・午前0時までに解除・・・5校時から始業（給食は中止）
 - ・午前0時現在、警報発令中・・・臨時休業

地震に対する非常措置について

1. 震度5以上の地震が発生した際は、次の日が臨時休業になります。
 - ・下校後、深夜0時までに発生・・・翌日を臨時休業
 - ・午前0時以降、登校までに発生・・・当日を臨時休業

こどものための電話相談窓口

- ★こども相談24時間ホットライン (075)351-7834
子どものSOSや悩み全般についての相談電話です。24時間いつでも、お話ししたいときに気軽にお電話ください。
- ★こども専用ハートライン (075)213-1100
悩みごと、困りごとなど、子どものための相談電話です。
10:00~20:30 (土・日・第2第4水曜は16:30まで) (祝日・年始年末は休み)
- ★こども相談総合案内 (075)254-8107
どこに相談するか迷ったときには、このダイヤルへ。
10:00~20:30 (土・日・第2第4水曜は16:30まで) (祝日・年始年末は休み)
- ★いじめ問題サポートライン (075)213-3522
子どもの「いじめ」についての情報、要望などの電話窓口
月~金：9:00~17:00 (祝日・年末年始は休み)
- ★障害にかかわる子どもの教育電話相談 (075)254-1155
子どもの発達や障害にかかわる教育、就学に関する電話相談
月~金：10:00~12:00・13:00~17:00 (祝日・年末年始は休み)
- ★京都市ネット・トラブル情報デスク
<http://www.edu.city.kyoto.jp/net-trouble.html>
ネット上での京都市内の子どもに関わるトラブル情報を電子メールで受け付けています。
- 子ども・若者総合相談窓口
ニート、ひきこもり、不登校等の様々な悩みや困難を有する子ども・若者(39歳まで)やそのご家族からの相談窓口
- ★中央青少年活動センター (075)708-5440
10:00~20:00 (日曜・祝日は17:00まで) (水曜・年始年末は休み)
- ★こども相談センターパトナ (075)254-8107
10:00~20:00 (土・日・第2第4水は17:00まで) (祝日は休み)
- ★ヤングテレフォン(京都府警察本部少年サポートセンター) (075)551-7500
犯罪被害、薬物乱用、非行などのこどもに関する相談電話24時間(年中無休)
- ★京都市第二児童福祉センター(児童相談所) (075)612-2727
児童虐待、非行、いじめ、不登校などの相談電話 月~金8:30~17:00 (祝日・年始年末は休み)
- ★24時間子ども虐待SOS 189(いちはやく)
- ★子ども虐待SOS専用電話 (075)801-1919
子どもの虐待についての相談・通告の専用電話24時間(年中無休)
- ★子どもの人権110番(京都地方法務局) (0120)007-110

いじめ、体罰、児童虐待など、こどもの人権に関する相談、全国共通電話

月～金 8:30～17:15（祝日・年始年末は休み）

★親と子のこころの電話（京都市PTA連絡協議会等） (075)801-1177

友だちのこと、勉強のこと、進路のこと、からだのこと、気軽にお電話を

月・水・木・金・土 10:00～16:30【火（祝日の場合は翌日も）、日・祝日・年始年末は休み】

★温もりの電話（京都市地域女性会連合会等） (075)212-0300

どんなことでも気軽に話せる相談電話（温もりの心でおばちゃんがお聞きします。）

月～金 10:00～15:00（8月中旬・祝日・年始年末は休み）

★京都いのちの電話 (075)864-4343

なやみを持つ人のための24時間電話。「眠らぬダイヤル」24時間（年中無休）

★京都市不登校の子ども支援サイト

<http://www.edu.city.kyoto.jp/seitoshido/>

京都市在住の不登校の子どもについてご相談いただける機関の情報発信サイトです。相談機関の概要や場所などを見ることができます。

★チャイルドライン京都 (0120)99-7777

うれしいこと、かなしいこと、どんなことでも話せる子どものための電話

月～土：16:00～21:00（12月29日～1月3日は休み）

交通安全について

○いつでも、どこでも、ひとりでも、だれとでも、交通安全に気をつけましょう。
○自分だけでなく、相手にも交通規則を守ってもらわないと交通事故はなくなりません。それだけに、みんなで規則を守り事故をなくしましょう。

【A】歩行者の場合

歩行者の道路横断の仕方が他の交通の流れを妨げ、同時に歩行者自身をも危険な状態にする恐れがあることを常に考えて、安全な歩行をしましょう。

1. 歩道や路側帯のある道路では、車道にははみださないようにしましょう。
2. 道路への飛び出し、車の直前・直後の横断、斜め横断は絶対にやめましょう。
3. 登下校は定められた通学路を通り、寄り道はしないようにしましょう。また、通行人の迷惑にならないよう、まとまって帰りましょう。
4. 夜間や雨の日は見通しが悪いので、特に気をつけましょう。(運転者の立場からも考えましょう)
5. 携帯端末を操作しながら歩くことは危険です。横断歩道上や道路の横断には十分注意しましょう。

【B】自転車に乗る場合

中学生の事故は、自転車に乗っているときが一番多いので、自転車の安全な乗り方をするとともに、交通法規を守り、交通安全に気をつけましょう。

1. 常に点検整備をしてから乗りましょう。
 - ハンドルやサドルを、体に合うよう調節する。
 - ブレーキのきき具合を確認する。
 - タイヤのへり具合、空気の入り具合を確認する。
 - ライト、チェーン、ベル、後方反射器などに不具合がないか確認する。
2. 自転車の安全な乗り方に気をつけましょう。
 - 左側通行を守りましょう。発進、停車、左折、右折の仕方のきまりを守りましょう。
 - 交差点で右折の場合は、必ず二段進行しましょう。
 - 自転車横断帯のあるところでは、歩行者用の信号機に従って、自転車横断帯を通行しましょう。

- 「併進可」の標識のないところで2台以上並んで走行してはいけません。
 - 広い道路に出るときや、踏み切りでは一旦止まって、安全を必ず確かめましょう。
 - 手放しや、二人乗りは絶対にしてはいけません。
 - 友だちと話したり、ふざけたりしながら走行したり、ジグザグ乗りなどをしてはいけません。
 - かさや物を持っての運転は絶対にしてはいけません。両手でしっかりハンドルを持って運転をしましょう。
3. 自転車および歩行者専用の道路を通行するときは、無理な運転をしないで、ゆずりあいの気持ちを持って歩行者の妨げにならないように徐行しましょう。
 4. 夜間はなるべく乗らないように心がけましょう。暗くなって乗るときは、必ずライトをつけましょう。
 5. 身体に障害のある人やお年寄り、小さい子どもには特に注意をしましょう。
 6. 路上や駐輪禁止区域に駐輪して、地域に迷惑をかけないようにしましょう。

【C】交通法規の知識

道路交通法をしっかりと守って交通事故をなくすようにしましょう。

1. 歩行者について

- 歩道と車道の区別のない道路は右側端にそって通行しなければなりません。
 - 歩道と車道の区別のある道路は歩道を通行しなければなりません。
 - 横断歩道(橋)がある付近では、横断歩道(橋)を通行しなければなりません。
 - 車両などの直前または直後を横断してはいけません。
 - 道路を横断することを禁止された所では横断してはいけません。
 - 信号機のあるところでは、信号機の指示する信号に従わなければなりません。
- しかし警察官が手で信号をしているときは、その信号が優先しその指示に従わなければなりません。

2. 自転車について

- 自転車には、一定の規準にあったブレーキと赤色の反射器材または尾灯を備え、
また、夜間は前方10mを照射する白色または淡黄色の前照灯を点灯しなければなりません。
- 自転車は、歩道もしくは路側帯の左側を通行するのが原則です。
- 自転車を運転しながら携帯端末の使用やイヤホンを両耳に入れての運転は、周囲の交通状況に対する注意が不十分になり交通事故の原因になるなど大変危険な行為のために禁止されています。

- 歩道に「自転車歩道通行可」の標識等があるときや、「普通自転車通行指定区分」があるときは、その部分を徐行しなければなりません。ただし、その部分を通行している歩行者や通行しようとする歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で通行することができます。また、歩行者の通行を妨げる恐れがあるときは、一旦停止しなければなりません。
- 自転車横断帯のある場所では、自転車横断帯を通行し、歩行者用信号に従います。交差点やその手前に「進入禁止」の標識があるときは、その標識を越えて交差点に入ってはいけません。この場合、自転車は歩道の左側に乗り入れ、自転車横断帯によって交差点を通行します。

3. 路上での禁止行為について

- 道路上で立ち止まったり、座ったり、しゃがんだりしてはいけません。
- 道路で球技やスケートボード、その他の遊びをしてはいけません。
- 道路に向けて、物を投げたりしてはいけません。